令和８年度勝山市商工振興施策

令和８年４月１日作成

【勝山市の融資制度】

制度名	目的	融資対象者	使途 融資限度額	融資期間	融資利率	返済方法	保証料補給金	利子補給金	担保・保証人	取り扱い金融機関
中小企業振興対策資金	中小企業者の自主的な経営の合理化及び近代化を促進し、経営の安定及び振興を図る。	商工業を営み、下記の条件を満たす企業者 ①市内において引き続き６か月以上同一事業を営んでいること。 ②市税を完納していること。	設備資金 3,000万円	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.70%	割賦償還	なし	下記利子補給制度有り	金融機関の定めるところによる。 ＊小規模企業振興対策資金の場合は、原則として信用保証協会の保証を付する。また、保証人は原則として法人の代表者のみ。	福井銀行 北陸銀行 福邦銀行 越前信用金庫 の市内にある各支店
				5年超10年以内 (据置期間1年以内)	年1.90%					
			運転資金 1,000万円	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.70%					
				5年超7年以内 (据置期間1年以内)	年1.90%					
			設備・運転併用 3,000万円 ※運転資金は1,000万円以内	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.70%					
				5年超10年以内 (据置期間1年以内)	年1.90%					
小規模企業振興対策資金	国が定める小規模零細企業保証制度に準じて、小規模企業者に事業資金を融資することにより、経営の安定及び振興に寄与することを目的とする。	商工業を営み、下記の条件を満たす企業者 ①従業員数２０人以下（商業またはサービス業の方は５人以下） ②市内において引き続き６か月以上同一事業を営んでいること。 ③市税を完納していること。	設備資金 1,000万円	7年以内 (据置期間6か月以内)	年1.60%	割賦償還	なし	下記利子補給制度有り		
			運転資金 1,000万円	7年以内 (据置期間6か月以内)						
			設備・運転併用 1,000万円	7年以内 (据置期間6か月以内)						
			※ただし、県信用保証協会の保証残高が2,000万円の範囲内							
新規開業資金	小規模企業を新たに営もうとする者に必要な資金の融資を行うことにより、新規企業者の育成を図る。	新たに小規模企業を営む下記の条件を満たす企業者 ①自己資金のみでの新規開業が困難と認められる人 ②市税を完納していること。	設備資金 1,500万円	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.60%	割賦償還	なし	下記利子補給制度有り		
				5年超10年以内 (据置期間1年以内)	年1.80%					
			運転資金 1,000万円	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.60%					
				5年超7年以内 (据置期間1年以内)	年1.80%					
			設備・運転併用 2,000万円 ※運転資金は1,000万円以内	5年以内 (据置期間1年以内)	年1.60%					
				5年超10年以内 (据置期間1年以内)	年1.80%					

【利子補給金】

制度名	目的	概要	補助対象者	補助対象及び補助金の額	備考
中小企業振興対策資金等利子補給金	融資を受けた市内の企業者に対してその金利負担を軽減する。	勝山市中小企業振興対策資金、勝山市小規模企業振興対策資金、勝山市新規開業資金、勝山市公害防止施設等整備資金および小規模事業者経営改善資金（マル経融資）のいずれかの融資を受けた企業者に対し、その利子補給金を交付します。	市内の中小企業者 ※１企業１件の融資を対象 ※市税を完納していること ※契約に基づき元金及び金利の返済を行っていること	融資利率の１／２相当額（各年度上限１０万円） ※補給期間は当初の３年以内 ※最低自己負担額：利率の変動によらず0.1%相当額以上は、必ず負担することとする。	補給金の申請時には、利子の支払を証明する金融機関の証明書等の添付が必要。

※裏面に「勝山市の補助制度」があります。　融資のお申し込みは取扱金融機関へご相談ください。また、融資利率は変動することがあります。